

◆◆◆◆◆  
山城 良一 議員



◆◆◆◆◆  
所信表明・  
施政方針について

**質** 誰が作成し検証していくのか。  
**答** 村長 長浜善巳

所信表明、所管課は企画課となっております。作成事務といたしましては、私より直接、企画課が選挙公約内の指示を受けまとめられたものになっております。施政方針は、毎年係長以上を対象とした新年度予算編成説明会の場で、私から指示をし、各担当課

において項目ごとに作成し、三役との調整を終えた後に企画課に提出し、取りまとめることになっております。

**質** 所信表明の中から、教育の充実について、大学や専門学校に進学奨励金を拡充すると述べております。これまでどう取り組んできたのか、なぜ実施しなかったか。  
**答** 村長 長浜善巳

平成28年5月の定例教育委員会及び総合教育会議で協議調整を行い、実施していく方向で承諾が得られた。実施できなかった理由については、財源的な課題が大きき理由であります。早い段階での実施を目指していきたい。

**質** 将来を担う子供たちのために給付型の奨学金制度を創設してはどうか。  
**答** 村長 長浜善巳

総合教育会議において、積極的に議論していきたい。

**質** 文化の振興について、豊年祭やウシデーク等を村の無形文化財指定について、村民の価値意識を高め子や子孫に継承されるよう取り組んでまいりますとおっしゃっておりますが、指定したところがあるのか。

**答** 村長 長浜善巳

指定後の村の支援のあり方等について、文化係を中心はどういう支援を想定していくか検討中でございます。

◆◆◆◆◆  
高校への通学費の  
助成について

**質** 保護者負担の軽減を図るために、通学費の一部を助成し、経済的支援を講じる必要があると思う。助成するとすれば幾らぐらいの予算が必要なのか。  
**答** 学校教育課長 石川 司

通学費の一部助成を検討中であり、村には約300名の高校生がおります。年額2万円を助成した場合には、600円程度。財源を探して、早急の実施してまいります。

◆◆◆◆◆  
給食費の無料化について

**質** 完全無料化、また段階的に無料化した場合の財源は幾らぐらい必要なのか。  
**答** 学校教育課長 石川 司

平成29年度より第3子の給食費の無料化を実施しております。完全無料化を実施した場合、約3千万円の追加負担が必要となつ

てきます。第2子から無料化した場合には1千500万円の追加負担が必要となっております。第2子を半額にした場合には950万円になると思います。

**質** 観光誘客おもてなし事業に、恩納村は5千952万2千円のうち、美ら海花火大会に1千667万2千円、サンセットビーチフェスタに1千293万4千円を計上している。分収金の値上り分も今回ある。事業の見直し、いろんな面から基金を創設して子供たちのために助成できないか。

**答** 村長 長浜善巳  
軍用地料のアップ分、OISTから派生する税収、ふるさと応援基金も、奨学金、子供たちの給食の無料化、そういったところに使えないか議論していきたい。

◆◆◆◆◆  
人事評価制度の  
導入について

**質** 任期中に円滑な導入ができるのか。  
**答** 村長 長浜善巳

運用面で第三者機関にお願いすることで進めたい。

◆◆◆◆◆  
佐渡山 明 議員



◆◆◆◆◆  
緊急課題である定住促進に  
必要な住宅等の確保について

**質** 恩納村第5次総合計画で若年層の定住促進は緊急課題となり、

村長就任後行われた各字行政懇談会でも、住宅地の確保は村民から一番多い要請だった。住宅行政、遅いのではないか。  
**答** 村長 長浜善巳

若年層の住む場所がないなど、多くの意見がある。企画課に定住促進係を立ち上げ、住まいの確保を重点にした施策を実施していきたい。

**質** 村内アパートの家賃は周辺自治体と比較しても高額であり、若者が地元に住みたくても借りることができない。また、宅地は急騰し地元の方が土地を買い取るとできない。平成28年度の施政方針では、宅地の確保を図りたい。29年度でも、緊急の課題ではない。過去2年間、住宅地等の確保はできたのでしょうか。  
**答** 企画課長 山城雅人

実績、実際できたところはない。早目の事業化ができればと考えている。

**質** 空き家などを村が購入し、地元の若年層に売却する。そのことで地域コミュニティの形成、文化の継承など、多くの効果が期待できる。ぜひ進めていただきたい。

たい。

**答** 村長 長浜善巳

大変有効な手段ではないかと考えている。若者の定住化に力を入れていきたい。今後、定住促進係の中でも進めてまいりたい。

**質** 住宅地に適した村有地を造成し村民に販売する。旧消防所の背後地に点在する民有地、袋地を村が買い上げ造成を行い村民に売却する。同じような袋地は、村内至るところにある。抜本的な手だてを打たなければこの問題は解決できない時期にきている。  
**答** 村長 長浜善巳

村有地に団地をつくったり、また消防跡地の後ろ、本当に袋地になつており、村内いろんなところに見られます。そういったところを整備して、若者に宅地として提供できないか考えている。

**質** 現在の恩納村、バブル期において、環境保全条例を制定した平成3年当時と似通っている。集落用域に限って言うならば、環境は当時よりも悪化している。用途地域が制定されていない村では、集落のご真ん中にスナックや居

酒屋、民泊、ダイビングショップ、カラオケハウスなどの商業施設がつくれます。村の条例では、規制することができません。逆な言い方をしますと、村は集落用域に商業施設をつくつていいよと認めていることと同じことであり、そのことから、地価の高騰を招き、若者定住促進阻害要因になっている。本村の住宅行政全般のあり方、方針、施策等を教えてください。

**答** 村長 長浜善巳

私たちが守ってきた土地、場所は、本当に地域の人で、地元の人で守つてほしいなというふうに思っているのが一番の思いです。

**答** 企画課長 山城雅人

確かに恩納村の環境保全条例では都市計画のような規制ができません。いわゆる用域のみの規制ですので、おっしゃる用途ということが全くございません。この条例がつくられて26年経過している中で、現状に合った条例にしていかなければと考えている。都市計画法の中身を取り入れた条例にできるかというのを検討する。